

Q1 請願って、なんですか？

憲法16条で国民の権利として保障されている請願権にもとづいて、国民が国政に対する要望を直接国会に届けることです。

請願は、請願者一人と紹介議員一人で行うことができますが、多くの人々の共通の願いを「請願事項」としてまとめ、それに賛同する多くの人々が請願者となって届けることで、大きな力を発揮します。署名された皆さんは、すべて「請願者」となります。

Q2 なにを請願するの？

「児童福祉法」では、国としての学童保育の基準を「省令」で定め、それをふまえて、市町村が学童保育を運営する際の基準を「条例」で定めるとされています。

現在、全国各地の学童保育は、省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」）に従って市町村が定めた条例と、国が定めた「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいて運営されています。

条例を制定する際には、国が定めた基準に従わなければならない「従うべき基準」（それを下まわった基準を定めることはできないもの）と、「参酌すべき基準」（それを参考にして定めるもの）にもとづいてその内容を定めます。

今回の請願は、この「従うべき基準」が変更されようとしているため、これを堅持するよう求めるために行います。

Q3 「従うべき基準」って大事なの？

現在、「省令基準」では「従うべき基準」として、学童保育には2人以上の有資格者を配置すること、その有資格者の要件の2つが定められています。「省令基準」に示された内容は、全国すべての学童保育に通う子どもたちに「全国的な一定水準の質」を保障するためには必要不可欠のものです。特に、「従うべき基準」の2つは、子どもの命を守り、安全で安心できる「生活の場」を保障するうえで、とても大切なことです。

署名方法

- ① 日本国内に在住であれば、国籍・年齢の制限はありません。外国籍の方や未成年の方も、署名することができます。
- ② 本来はご本人自筆の署名が望ましいのですが、その方の了解を得られれば代筆も可能です（体が不自由な方、まだ字が書けない子ども、遠方の方など）。
- ③ できるかぎり黒のボールペンで書いてください（青でも可）。鉛筆など、消せるもので書くことは不可です。
- ④ 住所は、都道府県からお願いします。同じ住所・名字が続く場合は、住所は省略してもかまいませんが、必ず「同上」と書いてください（「//」は不可）。
- ⑤ 書き損じた場合は、2本線で消して、正しいものを書きこんでください（修正液などで消すのは不可）。

Q4 なぜ、いま、請願署名に取り組むの？

2017年12月26日の閣議決定で、この「従うべき基準」を「参酌化」すること（「参酌すべき基準」に引き下げること）を「地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」とされました。

「参酌化」は、子どもたちに困難を強いることであり、全国学童保育連絡協議会としては、断固として反対です。

これまででも、厚生労働省はもちろん、内閣府など関係各省に「従うべき基準」を守るようにと要望書を届けるなど、さまざまに取り組んできましたが、「平成30年度中に結論を得る」という作業が進められようとしているいま、全国の学童保育関係者に広く呼びかけて請願署名に取り組み、私たちの声を直接国会に届けることにしました（2018年4月15日に開催した全国運営委員会で確認）。

Q5 集まった署名はどうするの？

署名は、各地域の連絡協議会でまとめられ、全国学童保育連絡協議会に届けられたのち、請願要旨に賛同してくださる国会議員の紹介により、国会に提出します。

集められた署名を仕分けして、衆議院と参議院にどのように振り分けて提出するか、どの国会議員に紹介をお願いするかは、全国学童保育連絡協議会が責任を持って判断します。

Q6 いつまでに、どれくらい集める予定なの？

現在、厚生労働省が学童保育に関連する専門委員会を行っており、その中間まとめが6月末に出される予定であること、また、今国会の会期が6月20日までの予定であることをふまえて、取り急ぎ10万筆を目標に集め、第一次集約日の

2018年5月31日まで

に全国学童保育連絡協議会に届けてください。6月初旬に署名提出行動を設定し、提出します。

問い合わせ先 全国学童保育連絡協議会または下記まで

全国学童保育連絡協議会
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13 井口ビル2F
TEL 03-3813-0477 FAX 03-3813-0765 (2018.4.19)